

各

論



市の花 かたくり



市の木 松



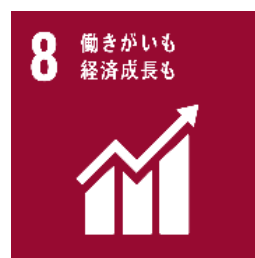
市の鳥 おしどり

基本的方向 1

特色ある教育と心の教育の推進

- 施策 1 確かな学力の育成に向けた教育の充実
- 施策 2 豊かな心の育成に向けた教育の充実
- 施策 3 健やかな体の育成に向けた教育の充実
- 施策 4 グローバル化に対応する教育の充実
- 施策 5 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進
- 施策 6 連続性・一貫性のある教育の推進
- 施策 7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進
- 施策 8 科学技術の基盤となる教育の推進
- 施策 9 教職員の資質・能力の向上

【基本的方向 1 と関連する SDGs】



基本的方向1

特色ある教育と心の教育の推進により、子どもたちの新しい時代に必要な資質・能力の育成を図ります。

施策1 確かな学力の育成に向けた教育の充実

◇現状と課題◇

これからの未踏の時代に、社会的・職業的に自立し持続可能な社会を創っていくためには、その基盤として確かな学力を身に付けることが必要です。確かな学力の育成には幼児期からの体系的な教育が必要であり、平成29（2017）年に告示された幼稚園教育要領や保育所保育指針、小・中学校学習指導要領等では系統性を踏まえた各発達段階で育成すべき資質・能力等が示されました。

学校教育

「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」[平成29（2017）年告示]

育成すべき3つの資質・能力

①実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」②未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」③学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」

資
質
・
能
力
の
育
成

○「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善と学習評価の充実

○教育目標や経営方針等を家庭や地域と共有し、社会と連携・協働しながら資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現

○「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「カリキュラム・マネジメント※1」の推進

幼児教育・保育

学力の土台となる力の育成

義務教育、その後の学校教育の基礎を培う

教育課程や保育計画を通じ、生涯にわたる生きる力の基礎が一人一人の幼児に育まれるよう幼児教育や保育の内容に関し、次の点について施設類型を問わず共通に告示されました。※2「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」[平成29（2017）年告示]

育みたい資質・能力

○知識及び技能の基礎○思考力、判断力、表現力等の基礎○学びに向かう力、人間性等

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

○健康な心と体 ○自立心 ○協同性 ○道徳性・規範意識の芽生え ○社会生活との関わり ○思考力の芽生え ○自然との関わり・生命尊重 ○数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ○言葉による伝え合い ○豊かな感性と表現

※1 カリキュラム・マネジメント…各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

※2 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」について、合同の検討会議等を通じて整合性が図られ告示された。令和2（2020）年度全国児童福祉主管課長会議（令和3（2021）年3月）時の文部科学省初等中等教育局幼児教育課の資料より。

本市の幼稚園等※1 や市立学校では改訂の主旨を踏まえ幼稚園教育要領等や学習指導要領の着実な実施に向け取り組んでいます。特に市立学校では今後も子どもたちに新しい時代に必要となる資質・能力の育成が図れるよう、幼児教育・保育、学校教育の充実を図ることが求められています。

次に、本市の学力の状況については、令和元（2019）年度の「全国学力・学習状況調査」では、本市の小中学校ともに全国とほぼ同程度であるという結果が示されました。しかし、教科ごとの課題も見られ、各学校では学力調査の結果分析に基づく学力向上改善プランを作成し、課題の克服に取り組んでいます。今後も学習状況を踏まえた、きめ細かな学習指導の充実を図り、児童生徒の学力向上に努めていく必要があります。

また、「学習の基盤となる資質・能力」として言語能力を確実に育むことも求められています。その方策の一つとして読書活動の推進を図ることが重要です。本市の読書活動に関する児童生徒の実態については、上記調査によると、普段（月～金）、一日当たり30分以上読書をする児童生徒の割合は約30%程度で県や全国と同程度となっています。しかしながら、全く読書をしない児童生徒も10～20%程度見られ、読書の習慣化の必要性が伺えます。また、自分で調べて考える探究的な学習が総合的な学習の時間をはじめ多くの教科で推進されるようになり、図書資料から必要な情報を正しく得る力の育成も求められるようになっていきます。活字離れが進んでいると言われる現代社会において、読書を通して語彙力、表現力、想像力等を豊かにしたり、必要な情報を得る力を育成したりするためにも、読書習慣の定着を図ることが重要となっています。

主な取組 (1) 学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善につなげたり、2学期制の良さや児童生徒、地域の実態等を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図ったりすること等を通して、学習指導要領に示された資質・能力の育成を図ります。

【具体的な方策】

①「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進

学校では「主体的・対話的で深い学び」が実現した子どもの学びの姿を明らかにし、教師の手立て等についての研究を深め、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。



タブレットを活用した話し合い活動

※1 幼稚園等とは、幼稚園、認定こども園、保育園、小規模保育園、企業主導型保育園を指します。

②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

I C Tを最大限活用し、個々の資質・能力を育成するための「個別最適な学び」と子どもたちがお互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す「協働的な学び」の一体的な充実を図り授業改善につなげます。

③2 学期制のよさ等を踏まえたカリキュラム・マネジメントの一層の推進

各学校の教育目標を実現するために、2 学期制のよさ、児童生徒や地域の実態等を踏まえた教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントの一層の推進を図ります。

④学校の独自性のある学力向上策の推進

「学力向上の各校一改革一挑戦」を合言葉に、子どもたちの学力の状況を踏まえた各学校独自の学力向上策を推進します。

⑤学校訪問指導の充実

学習指導要領の着実な実施に向けて、学校のニーズに応じた指導主事や学力向上指導員による学校訪問指導の充実を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- 学校教育指導計画作成事業 ○学校訪問指導（共同訪問・計画訪問・要請訪問）
- 学習指導主任研修会 ○教育団体（校長会、教頭会、小教研、中教研）との連携等

（2）各種学力調査の結果に基づいた学力向上の推進

全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査、市独自の各種調査の結果を分析し、客観的な根拠に基づいた学力向上を推進します。

【具体的な方策】

①各種学力調査の分析・活用による学力向上策の推進

市教育委員会による各種学力調査結果の分析・活用、各学校による学力向上改善プランの作成・活用を通して、指導方法の工夫改善等の学力向上策の推進を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- 諸検査実施委託事業

（3）読書活動の推進

魅力ある学校図書館や市立図書館づくりを通して、子どもたちの自発的な読書習慣の形成や課題解決に必要な情報を図書資料から得る力等の育成を図ります。

【具体的な方策】

①「佐野市子ども読書活動推進プラン」※1 の推進

※1 佐野市子ども読書活動推進プラン…平成 20（2008）年 3 月に「第 1 期佐野市子ども読書活動推進計画」を策定し、第 3 期まで取組を推進してきました。その成果と課題を踏まえ、本市の子どもたちの読書活動を推進するために令和 3（2021）年度に策定しました。

「佐野市子ども読書活動推進プラン」に基づき、家庭・地域・学校で子どもたちが主体的に読書に取り組むことができるよう、蔵書の充実や電子図書館など読書環境の整備を推進します。



学校図書館の利用（小学校）



移動図書館（小学校）



朝の読書活動（中学校）



ビブリオバトル※1（中学校）

②学校図書館事務職員の計画的な配置

学校図書館の蔵書管理を担当する学校図書館事務職員を配置し、子どもたちの読書活動の活性化や学習活動での利用促進を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○佐野市子ども読書活動推進プラン ○学校図書館事務の配置

（４）生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の充実

幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえ、生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の充実を図ります。

【具体的な方策】

①幼児教育・保育内容の充実

幼児期にふさわしい環境づくりと指導の充実を通して、幼稚園指導要領等に明示された「『育みたい資質・能力』の育成や『幼児期の終わりまでに育つ

※1 ビブリオバトル…知的書評合戦。どこでも手軽に楽しめる書評ゲームとして教育現場でも注目され取り組まれています。

てほしい具体的な姿』の実現」（詳細は本計画 P46 参照）を図ります。また、市内の幼稚園、保育園、認定こども園等と高等教育機関が連携・協力して実践研究や学習活動を行い、公開保育や市民フォーラムを通じ、教育・保育の質の向上を目指します。



②教諭・保育士の専門性の向上

質の高い幼児教育・保育及び子育て支援を提供するために、研修や会議等の充実を図り職員の専門性を高めます。

【関連事業、会議・研修等】

○保育所運営事業 ○私立幼稚園支援事業 ○民間保育所特別保育運営支援事業

成果指標

成果指標	基準値 令和 2 (2020) 年度	目標値 令和 7 (2025) 年度
全国学力・学習状況調査の 全国平均との比較（全国学 力・学習状況調査）	R2 はコロナのため未実施 R1 は -0.5 点	0.8 点
「学校の授業時間以外に、 普段、1 日当たりどれくらい の時間、読書をしますか。」 に対する 30 分以上の割合 （全国学力・学習状況調査）	R2 はコロナのため未実施 R1 は 53.9%	80%

施策2 豊かな心の育成に向けた教育の充実

◇現状と課題◇

近年、子どもたちの心の成長に関する多くの課題が指摘されています。具体的には、基本的生活習慣の乱れ、いじめ等の問題行動の増加、忍耐力及び規範意識や対人関係能力の低下、社会性の未発達、自尊感情の低さなどです。これらの要因の一つとして子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることが挙げられています。例えば、核家族化や少子化により地域の人間関係の希薄化が進み、心の成長の糧となる生活体験や自然体験が減少しています。また、家庭環境についても経済的に困難な子育て世帯の割合の増加や児童虐待の相談件数の増加等が見られています。また、スマートフォン等の情報通信技術の発達と浸透により、コミュニケーション方法の変化に伴う対人関係トラブルやインターネットの長時間利用、SNS上の誹謗中傷やいじめ、有害情報により子どもたちが巻き込まれる犯罪等も起きています。更に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもたちを取り巻く環境が変化し、慣れない生活の中で、ストレスを抱えている子どもたちが増加しています。

子どもたちには今後も大きく変化する社会を生き抜く力を身に付けることが求められ、その土台となるものが、社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心となります。

令和元（2019）年度の全国学力・学習状況調査では、本市の児童生徒の規範意識や自尊感情は全国を概ね上回っていますが、自尊感情の低い児童生徒も見られ、その向上を図ることが課題となっています。また、本市のいじめ認知件数も一定数見られ、未然防止等の対応を推進していく必要があります。平成30（2018）年度から「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることが求められています。各学校では子どもたちの心に響く道徳科の授業を目指して授業改善に取り組んでいます。今後も、道徳教育の充実をはじめ、人権教育の推進、いじめや問題行動の防止への取組、体験活動の充実などを通して、子どもたちの豊かな心の育成に向けた取組をより一層推進していく必要があります。

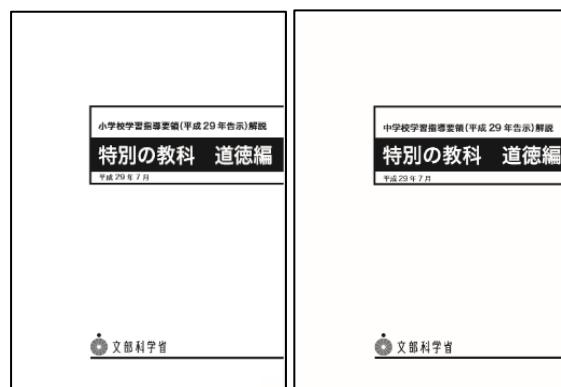
主な取組 (1) 道徳教育の充実

道徳教育の要である道徳科の授業の創意工夫を図るとともに、学校の教育活動全体を通して道徳教育の推進を図ります。

【具体的な方策】

①指導体制の整備の推進
と道徳教育の充実

校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備の推進を図り、教育活動全体を通じた道徳教育の充実に努めます。



②道徳科の指導の工夫改善

子どもたちの道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を養うため、道徳科の指導方法や評価の在り方、教科書の効果的な活用方法等について研究実践に努めます。

③「道徳教育全体計画」「別葉」等の定期的な見直し

道徳教育の目標達成のための「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容や時期等を整理した「別葉」の定期的な見直しを図り、児童生徒、学校及び地域の実態に即した道徳教育の推進を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○学校訪問指導 ○パワーアップ研修講座

(2) 人権教育の推進

「佐野市人権教育基本方針」「第2期佐野市人権教育・啓発推進行動計画」等に基づき、学校教育、社会教育等の相互の連携を図りながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するための人権尊重の精神の涵養を図ります。

【具体的な方策】

①人権教育に関する研究の推進 と研究成果の活用

市教育委員会指定による人権教育研究校での実践的な研究や佐野市立小中学校人権教育研究会による研究の成果を生かした人権教育の推進を図ります。



②人権教育に関する研修の推進

人権教育に関する教職員の研修機会の設定や校内研修等で活用できる映像資料の整備の充実等を計画的に行い、人権教育に関する研修の推進を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○学校教育における人権教育研究推進事業、人権教育研究会運営支援事業
○人権教育主任会議、人権教育研修会Ⅰ

(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進

多様化するいじめや問題行動等に対応するために児童・生徒指導体制を確立し、組織的に未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

【具体的な方策】

①児童・生徒指導体制の確立

子どもたち一人一人の理解に基づいた児童・生徒指導を推進するとともに、学校と関係機関等が連携・協働して、組織的に対応する児童・生徒指導体制の確立を図ります。

②学級経営を基盤とした児童・生徒指導の充実

日頃から学級経営の充実を図り、学業指導※1をはじめ、全教育活動における児童・生徒指導の充実強化に努めます。

③いじめ防止基本方針に基づく対策の推進

「佐野市いじめ防止基本方針※2」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する子どもたちの認識を深めるとともに、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応を図ります。

④宣誓「STOP THE いじめ」等を生かした啓発の推進

市教育委員会で策定した宣誓「STOP THE いじめ」や「佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言」※3 を掲載したクリアファイルを子どもたちに配布し、いじめゼロに向けた意識の高揚を図ります。

⑤いじめ防止アドバイザーの配置と活用の促進

専門的な見地から助言を行う外部のいじめ防止アドバイザーを配置し、対応が困難ないじめ問題の解決に向けて取り組みます。



※1 学業指導…それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し社会性を身に付けたり、意欲的に学習に取り組んで学力を向上させたりして自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助のこと（栃木県教育振興基本計画 2025 より引用）

※2 佐野市いじめ防止基本方針…平成 25（2013）年 9 月のいじめ防止対策推進法の施行を受け、本市のいじめ防止の基本方針として平成 27（2015）年 11 月策定しました。（最終改定 平成 31（2019）年 3 月）

※3 佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言…平成 26（2014）年 8 月に「いじめゼロさのまるサミット」を開催し、宣言を採択しました。これを受け、「いじめゼロ大人宣言」（佐野市の青少年とともに育つ市民の会）も採択され、学校、家庭、地域が一体となり、いじめの未然防止等の取組を推進しています。

⑥教育相談等の充実

市教育センターへの相談業務を担当する職員の配置や学校への心の教室相談員の配置を通して、悩みをもつ子どもたちや保護者等に対する相談支援の充実を図ります。

⑦スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用の促進

児童・生徒指導上の諸課題に対応するために、学校や子どもたち、家庭を福祉機関につなげ支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）※1を市教育センターに配置し、その活用の促進を図ります。

⑧情報モラル・マナーを育成する教育の充実

日常的な情報モラル教育を実施するため、学校においては、一人一台端末の活用を図り、自主的なルールづくり等を推進し、適切な使い方が身に付くよう指導を行います。また、家庭に対してスマートフォン等の利用実態を踏まえた啓発通知の配布を行い、保護者から子どもへの情報モラル教育の推進を呼びかけます。

【関連事業、会議・研修等】

○いじめ問題対策事業 ○いじめ防止推進事業 ○いじめ防止アドバイザー活用事業
○スクールカウンセラー等活用事業 ○教育相談事業 ○心の教室相談員活用事業

（４）体験活動の充実

子どもたちの成長の糧となる社会や自然、人、文化など様々な対象に直接関わる豊かな体験活動の充実を図ります。

【具体的な方策】**①学校や地域の特色を生かした体験活動の推進**

学校や地域の特色を生かした社会奉仕体験活動や自然体験活動、伝統文化体験活動等の体験活動を計画的に位置付け、体験活動の推進を図ります。（感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取組めます。）

②異年齢の交流活動の充実

小学校及び義務教育学校を中心に、人と関わる喜びを育むことができるよう「縦割り班活動」「異学年交流」等の異年齢の交流活動の充実を図ります。（感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取組めます。）

③豊かな体験を積める機会（市主催・共催行事）の設定

子どもたちが豊かな体験を積むことができるよう、子ども会ジュニアリーダー研修会等の体験活動の機会の設定を図ります。（感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取組めます。）

※1 SSW…法律や制度を活用し、児童生徒と取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しをし、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家。

【関連事業、会議・研修等】

○海の自然体験活動推進事業 ○子ども会ジュニアリーダー研修会開催事業
○佐野・芦屋青少年交流事業
○郷土博物館 学校利用推進事業○葛生化石館 出張講座

(5) 読書活動の推進【再掲】

【基本的方向1】 特色ある教育と心の教育の推進【施策1】 確かな学力の育成
に向けた教育の充実 【主な取組】(3) 読書活動の推進 P48 を参照

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
認知したいじめの解消率	66.7%	100%
「道徳の授業では自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナのため未実施 R1は87.7%	95%
SSWの支援したケース数	100 ケース	100 ケース

施策3 健やかな体の育成に向けた教育の充実

◇現状と課題◇

健康や体力は、私たちが生涯にわたっていきいきと生活するために不可欠なものであり、これらを育むためには、運動の習慣化や基本的な生活習慣の確立が必要とされています。義務教育段階はその基礎づくりとして、子どもたちが運動の楽しさを実感できるような体育授業の実践や早寝早起き朝ごはんなどの基本的な生活習慣を獲得するための取組等を推進していくことが求められています。

本市の子どもたちの体力や生活習慣等の状況については、令和元(2019)年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、体力に関しては、小学生・中学生の男女ともに全国とほぼ同程度という結果でしたが、ボール投げなど種目によっては課題が見られる運動もありました。また、運動する子としない子の二極化が指摘されて久しくなりますが、本市でも同様の傾向が見られます。運動は、筋力や体の機能の維持、生活習慣病の予防、気分転換やストレス解消など、体と心に効果をもたらします。近年、ゲーム機やスマートフォン等の普及、防犯上の理由等から家庭での子どもたちの外遊びが減少しており、子どもたちの運動の習慣化のために学校の体育的活動の充実を図ることが必要となっています。また、生活習慣に関して、本市の子どもたちの朝食摂取の状況についてですが、

わずかに欠食となっている子どもたちが見られます。朝食欠食ゼロを目指して保護者と連携し生活習慣の見直しを図っていくことが必要となっています。更に健康に関しては、新型コロナウイルス感染症を始め多くの感染症やアレルギー疾患など、子どもたちを取り巻く健康課題は多様化し、学校生活において様々な配慮をしなければならないケースが増加しています。学校や家庭、医療機関や福祉機関等の関係機関との連携を強化し、学校保健のより一層の充実を図り、適切な対応に努める必要があります。

主な取組 (1) 体力向上に向けた体育活動の充実

運動の楽しさを味わい体力向上につながる体育活動の充実や指導の工夫改善を図るとともに、運動部活動の持続可能かつ効果的な運営のために地域の人材活用について研究を進めます。

【具体的な方策】

①子どもたちの運動の日常化の推進

「体力向上の一校一改革一挑戦」を合言葉に「できる」「分かる」喜びを実感できる体育の授業や業間運動、外遊びの奨励など、各学校の実態に合わせた特色ある体力向上の取組を通して、子どもたちの運動の日常化を推進します。(感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取り組みます。)



②新体力テストの実施及び分析と活用

全校で新体力テストを実施し、その結果の分析に基づく子どもたちの体力向上に向けた指導の工夫改善に取り組みます。

③持続可能な部活動の実現

「佐野市運動部活動の在り方に関する方針」※1に基づく部活動休養日の設定、専門的な技術や指導力を備えた部活動指導員や外部指導者の配置、学校単位から一定規模の地域単位での部活動の在り方の研究など、持続可能な部活動の実現に向けた取組や研究を推進します。

※1 「佐野市運動部活動の在り方に関する方針」…学校や地域の実態に応じた多様な運動部活動の形を構築することを目的として本市の基本方針を平成31(2019)年3月に策定しました。



外部指導者による部活動指導

【関連事業、会議・研修等】

- 地域部活動推進事業 ○小学校部活動支援事業、中学校部活動支援事業
- 小学校部活動指導者派遣事業、中学校部活動指導者派遣事業
- 小学校体育連盟記録会等開催支援事業 ○中学校体育連盟大会開催支援事業

(2) 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進

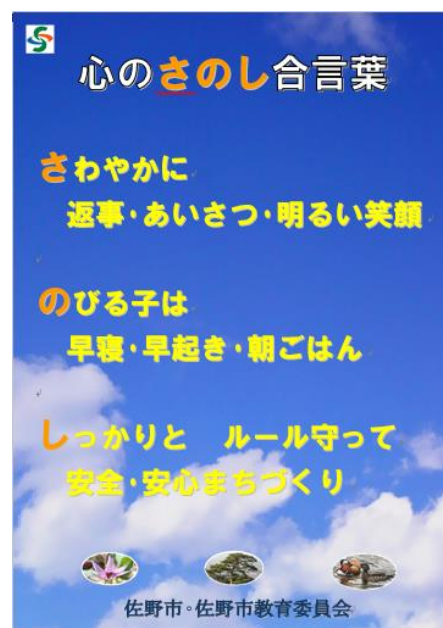
子どもたちの心身の健康の基盤であり、自己管理能力を習得するための基礎となる基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進を図ります。

【具体的な方策】

①「心のさのし合言葉」を生かした

啓発の推進

平成18(2006)年に市と市教育委員会で策定した「心のさのし合言葉」を学校生活で活用できるようポスターやクリアファイル等を配布し、合言葉を通した基本的な生活習慣への意識付けを図ります。



②「中学生のための礼儀作法読本」の活用

中学1年生・義務教育学校7年生を対象に「中学生のための礼儀作法読本」を配付し、発達段階に応じた礼儀作法の習得を図ります。

③基本的な生活習慣の確立を図るための指導の充実

日常指導や道徳科、特別活動をはじめ学校の教育活動全体を通じて、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けた指導の充実を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- 心の教育推進事業 ○中学校道徳副読本整備事業

(3) 学校保健の充実

多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するために学校内の組織体制の整備や関係機関との連携を図り、全教職員で学校保健（保健管理・保健教育）の充実に努めます。

【具体的な方策】

①保健管理・保健教育の充実

各学校の学校保健計画に基づき、関係機関や関係各課との連携の下、性に関する指導、薬物乱用防止、生活習慣病予防、感染症予防、熱中症予防、がん教育等の指導の充実に努めるとともに、適切な日常の健康観察や定期健康診断、学校環境衛生活動等の実施に努めます。

②歯の健康の保持増進

日常の歯磨き指導や保護者の同意を得た児童を対象に週1回フッ化物洗口を実施し、子どもたちの歯の健康の保持増進を図ります。



③感染症の予防と対策の徹底

感染症予防の啓発と指導の徹底による子どもの健康意識の向上を図るとともに、学校医等との連携、学校等欠席者感染症情報システムによる情報収集等を通して、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する予防と対策の徹底を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○小学校児童フッ化物洗口事業 ○小学校・中学校健康管理支援事業

(4) 食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように学校と家庭が連携して食育の推進に取り組みます。

【具体的な方策】

①「食に関する指導全体計画」に基づく食育の推進

栄養教諭の専門性を生かした食に関する授業や栽培収穫体験等を学校の「食に関する指導全体計画」に位置付け、食育を計画的に推進します。

②「食育だより」等による啓発の推進

「食育だより」や「給食だより」、「佐野市学校給食料理集」の発行を通して、学校給食による食育の啓発を図ります。

③学校給食を通した佐野市の食文化理解の促進

郷土料理である「しもつかれ」や佐野の名物グルメ「いもフライ」「佐野黒から揚げ」などを給食で提供したり、地場産物を取り入れた季節や旬に配慮した献立を工夫したりすることを通して、本市の食文化の理解の促進を図ります。



【関連事業、会議・研修等】

○「食育だより」・「給食だより」発行 ○「佐野市学校給食料理集」発行

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
新体力テストの平均得点の全国平均との比較	R2はコロナのため未実施 R1は-0.4点	1.9点
「朝食を毎日食べている。」に対する「あまりしていない」「全くしていない」割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナのため未実施 R1は4.95%	0%

施策4 グローバル化に対応する教育の充実

◇現状と課題◇

グローバル化が進展する中、今後さらに言語や文化が異なる人々と協働しなければならない機会が増えてくることが予想されます。こうした社会に身を置くことになる子どもたちには、語学力・コミュニケーション力をはじめ、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー、主体性や積極性などグローバル人材に必要とされる様々な力や態度を身に付けていくことが求められています。

本市では平成18（2006）年度から小学校で英語に触れる活動を始めました。その後、研究組織を立ち上げ、学年に応じた市オリジナルの活動案を作成し、低学年から高学年まで段階的に英語の指導を行いました。その結果、子どもたちが英語を使って進んでALTに話しかけたり、英語の学習に積極的に取り組んだりする姿が見られるようになりました。また、毎年、英語授業研修会を実施し、小学校と中学校の教員が同じ授業を参観し、指導法を研究することによって教員の資質の向上を図ってきました。しかし、新学習指導要領の全面実施により、小学校の高学年で外国語が教科化されるとともに、中学校の指導内容も高度化しました。教員はこれまで以上に指導力を高め、子どもたちの英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することが求められています。

また、異文化を理解するためには、自国の文化理解が基盤となります。各学校ではふるさと学習「さの学」を通して、郷土の伝統文化等への理解を深める学習活動を展開しています。さらに、生徒を対象とした本市の姉妹都市であるアメリカのランカスター市との相互交流や児童を対象としたEnglish Campを開催し、異文化体験や英語で意思疎通を行う体験の充実を図っています。異文化に対する理解は、自国の文化理解が基盤となり育まれるものです。また同時に、異なる文化や生活様式をもつ人々との交流活動も大切です。今後もこうした異文化に対する理解を深める取組の充実を図っていく必要があります。（令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症のため交流活動は中止。令和3（2021）年度は実施可能な交流活動を実施。）

主な取組（1）外国語教育の充実

小学校外国語活動、小学校外国語科、中学校外国語科の接続に配慮した指導を重視し、教員の指導力や専門性を向上させることを通して、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力を高めるための教育の充実を図ります。

【具体的な方策】

①英語によるコミュニケーション能力の育成の推進

子どもたちの英語への興味関心を高め、英語で自分の気持ちや考えをやり取りさせる授業実践等を通して英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。

②外国青年英語指導助手（A L T）による指導の充実

A L Tの計画的な訪問により、子どもたちが生きた英語に触れる機会をつくとともに、定期的にA L Tの研修を実施し、A L Tの指導力の向上を図ります。



③高等教育機関等と連携した教員研修の充実

教員が自信をもって英語で授業を行うことができるよう、高等教育機関等と連携した教員の英語の指導力向上研修の充実を図ります。



【関連事業、会議・研修等】

- 小中学校英語授業研究会、A L T対象英語教育研究会
- 佐野日本大学短期大学英語教育連携事業 ○外国青年英語指導助手指導事業
- 小学生英語検定料助成事業、中学生英語検定料助成事業

(2) 異文化体験の充実

子どもたちの異文化体験を充実させ、異なる文化や習慣等をもつ人々を理解し受容しながら共生していく力の育成を図ります。

【具体的な方策】

①国際交流活動の推進

アメリカ合衆国の姉妹都市ランカスターとの生徒間相互交流を通して、相互理解と友好親善を深め、国際的視野を広め、豊かな国際感覚を身に付けることを目指します。(コロナ禍における交流の在り方について、様々な角度から生徒間相互交流を検討していきます。)

②児童が英語に触れ挑戦できる機会の充実

異文化を肌で感じながら英会話に挑戦できる機会として高等教育機関と連携した児童対象の「English Camp」や国際交流協会と連携した「英語であそぼう」を開催し、英語や異文化への興味関心を高めます。(感染症対策を講じた取組について検討し、実施可能なことから取り組みます。)



【関連事業、会議・研修等】

- 佐野日本大学短期大学英語教育連携事業
- 外国青年英語指導助手指導事業
- ランカスター市中学生相互交流事業

(3) 伝統と文化を尊重する教育の充実

佐野市の各地域の伝統や文化を学んだり体験したりする学習など、郷土への理解を深め、誇りや愛着を育むための教育を推進します。

【具体的な方策】

①ふるさと学習「さの学」の推進

各学校で地域の伝統文化や歴史を学んだり豊かな自然に触れたりするふるさと学習「さの学」を計画的・系統的に実施し、子どもたちの郷土を知り、郷

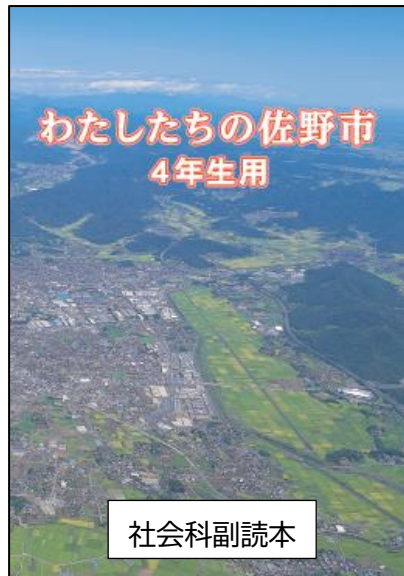
土を誇りに思う心情の育成を図ります。

②社会科副読本「わたしたちの佐野市」の内容の充実

児童の郷土理解が深まるよう小学校及び義務教育学校前期課程の3,4年生が使用する社会科副読本「わたしたちの佐野市」の内容の充実を図ります。

③「佐野かるた」の活用促進

佐野市の名所や歴史・年間行事、ゆかりの人物等を紹介するために佐野市子ども会連合会が作成した「佐野かるた」を社会科の授業やかるた取り大会等で活用し、郷土への興味関心を高めます。



社会科副読本



【関連事業、会議・研修等】

○社会科副読本作成事業 ○佐野かるた取り大会

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
英検3級程度以上の英語力を身に付けている生徒の割合	45%	58%
「今までに受けた英語の授業では、英語で自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができていた。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナ禍のため未実施 R1は小6項目無し 中3 72%	100%

施策 5 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

◇現状と課題◇

学校、幼稚園等における子どもたちの教育的ニーズは年々多様化しています。例えば、特別支援教育では、特別な支援を要する幼児、特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒は全国的に増加傾向にあります。また、医療的ケア児※1 も増加傾向にあり、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通学するようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。こうした状況を受け、一人一人の子どもたちに応じた適切な教育的支援が必要とされるとともに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム※2 構築のための特別支援教育の推進が求められています。また、不登校児童生徒も令和元（2019）年度の国の調査では全国で約 18 万人※3 となり、その要因も学校や家庭に関わるだけでなく、様々な背景等が複雑に絡み、学校と関係機関が連携し、その子の状況に応じた支援をすることが必要になっています。さらに、日本に就労する外国人の増加により、外国人児童生徒数も増え、日本語指導や適応指導の必要性が一層増しています。このように学校、幼稚園等では在籍する子どもたちの多様な教育的ニーズに応えることのできる体制づくりが求められています。

こうした多様な教育的ニーズに関わり、国の法整備等も進みました。障がい者に関しては、共生社会の実現に向けて、平成 26（2014）年に「障害者の権利に関する条例」が批准され、平成 28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行や発達障害者支援法の改正がなされました。また、医療的ケア児に関しては令和 3（2021）年 6 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、国及び地方公共団体等には医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められています。不登校児童生徒に関しては、平成 28（2016）年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、外国人児童生徒に関しては令和元（2019）年に「日本語教育推進法」が施行され、教育の機会の確保に向けた積極的な取組が求められています。

本市でも特別な支援を要する幼児や特別支援学級に在籍する児童生徒、通常の学級で配慮を必要とする児童生徒は年々増加しています。また、外国人児童生徒、医療的ケア児への支援など、学校における対応も多様化しています。更に、不登校児童生徒も一定数見られ、関係機関等と連携し、学習機会の確保等の支援策を検討していくことが必要となっています。本市では学校、保護者、地域、関係機関等の緊密な連携の推進を図り、これらの課題に対応していきます。

※1 医療的ケア児…学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等

※2 インクルーシブ教育システム…障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことです。その中で、個人の要求に基づく「合理的配慮」の提供が必要とされています。

※3 「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省）では、不登校児童生徒の内訳は児童 53,350 人、生徒 127,922 人で合計 181,272 人となっています。

主な取組 (1) 特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、特別支援学級や通常の学級等における指導の充実を図ります。

【具体的な方策】

①インクルーシブ教育システムのための教育環境づくりの推進

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、一人一人の教育的ニーズ等に応じた合理的配慮※1（基礎的環境整備※2を含む）の下で、できるだけ同じ場で共に学ぶことができるような教育環境づくりに努めます。

②特別支援学級及び通級指導教室における指導の充実

個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、その発達の段階や障がいの実態に合った指導の充実を図るとともに、特別支援学級支援員の活用など学習支援体制の強化を図ります。

③通常の学級における特別な教育的支援の充実

特別支援教育に関する校内体制を一層工夫改善し、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもたち（医療的ケア児を含む）に対する切れ目ない適切な支援に取り組みます。

④特別支援教育における ICT の活用

一人一台端末や読み上げペン等、子どもたち一人一人の指導や支援に適した ICT の活用を図ります。

⑤すこやか保育（障がい児発達支援）の充実

心身の発育や発達に特別な支援を要し、保育に支援を要する児童（集団保育が可能であるおおむね3歳以上の児童）に対し、障がいの程度又は発育もしくは発達の段階に応じた支援と保育の充実を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- さわやか教育指導員配置事業 ○さわやか健康指導員配置事業
- 特別支援学級支援員配置事業 ○特別支援教育研修会
- 特別支援教育コーディネーター連絡会議 ○教育支援委員会運営事業
- 通級指導教室連絡会議、通級指導教室担当者会議 ○巡回相談事業
- スクーリング・サポート事業 ○特別支援教育研究会作品展開催事業

(2) 不登校児童生徒への支援の充実

不登校の未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、関係機関等と連携し、子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に努めます。

※1 合理的配慮…「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもたちと同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う「必要かつ合理的な取組」のことです。

・障害の特性や具体的場面・状況に応じて「個別」に必要なもの・体制面や財政面において「過重な負担」を課さないもの。

※2 基礎的環境整備…教材の確保や施設・設備の整備等の「合理的配慮」の基礎となる環境整備のことです。

【具体的な方策】

①適応指導教室「アクティヴ教室」での不登校支援の充実

市教育センター内に設置している適応指導教室「アクティヴ教室」において、不登校児童生徒の学校生活への適応・復帰及び社会的自立のための支援の充実を図ります。

②不登校支援フォーラムの開催

不登校児童生徒の保護者等を対象に、不登校支援に関わる方の話をうかがい、不登校児童生徒への支援の在り方や大切な考え方等について理解を深め、関係者が連携した支援の在り方を考えていきます。

③児童・生徒指導体制の確立【再掲】

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策2】豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進 P53を参照

④教育相談等の充実【再掲】

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策2】豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進 P54を参照

⑤スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と活用の促進【再掲】

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策2】豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進 P54を参照

【関連事業、会議・研修等】

- 適応指導教室「アクティヴ教室」運営事業
- 教育相談事業
- 心の教室相談員活用事業

(3) 帰国した児童生徒・外国人児童生徒への支援の充実

日本語教室における日本語指導や適応指導、日本語教育指導員等による巡回指導等を通して、帰国した児童生徒や外国人児童生徒が学校生活に適應できるよう支援の充実を図ります。

【具体的な方策】

①日本語教室での日本語指導等の充実

市内の学校に日本語教室を設置し、一人一人の習熟度に応じた日本語指導、適応指導、教科指導の充実を図ります。

②日本語教室指導員等による巡回指導の充実

スペイン語・ポルトガル語等を専門とする日本語教室指導員や指導助手が定期的に巡回指導をし、母語による支援を行います。さらに、家庭訪問や教育相談時の通訳をはじめ、外国人児童生徒の指導に関する様々な支援の充実を図

ります。

③外国人児童生徒やその保護者への支援の充実

外国児童生徒やその保護者が日本の学校生活を理解し適応できるよう、一人一台端末の翻訳アプリの活用、就学に必要な手続きの補助、必要な通知の翻訳、進学に関する情報提供等の支援の充実を図ります。

④外国人児童生徒の受入体制の研究推進

本市の外国人児童生徒数の増加傾向を受け、本市の実情にあった受入体制について研究を推進します。

【関連事業、会議・研修等】

○日本語教室担当者会議※日本語教室設置校（佐野小、天明小、植野小、犬伏東小、城東中）
○外国人児童生徒教育拠点校（天明小、植野小、犬伏東小、城東中）

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
市が特別支援教育に力を入れていると感じている市民の割合	40.2%	45.0%
アクティブ教室へ通級している児童生徒のうち在籍校に1回以上登校した児童生徒の割合	91.7%	100%
日本語指導が必要な児童生徒が日本語教室等で指導を受けている割合	71.6%	80%

施策6 連続性・一貫性のある教育の推進

◇現状と課題◇

幼小や小中等の間を切れ目なく連続性・一貫性のある教育を進めることの重要性が増し、全国的に多くの取組が実践されています。この背景には法令上の要請とともに、学校現場の多様化・複雑化する課題が関係しています。法令上の要請とは、まず平成17（2005）年に国際的に質の高い教育を実現するために義務教育9年間を見通した目標設定の必要性や学校種間の連携・接続に関する課題への対応の必要性等が盛り込まれた中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」が示されました。その答申を受け平成18（2006）年には教育基本法が改正され、その第5条第2項に義務教育の目的が明記されました。そして平成19（2007）年には学校教育法の第21条が新設され、義務教育の9年間に共通した目標規定がなされました。また、幼小連携についても、教育基本

法では幼児期と児童期の教育理念が連続性・一貫性のある構成となっており、その必要性が示されています。こうした法令整備の中で、学校では学習指導や児童・生徒指導等に関する課題が多様化・複雑化してきました。これらの課題に対応するためには、子どもたちの教育に関わる者同士が互いに協力し責任や認識を共有して、系統性等に配慮した教育活動に取り組むことが不可欠となり、連続性・一貫性のある教育が推進されるようになりました。

本市でも幼小連携、小中一貫教育、中高連携の推進を図り、各段階をつなぐ取組を積み重ねてきました。中でも、小中一貫教育については本市の義務教育の特徴として、平成24（2012）年度から推進しており、中学校ごとの推進ブロックでは育成を目指す児童生徒像やグランドデザインを設定し、小学校と中学校の教員が共通認識の下、9年間の学びの連続性を意識した教育活動に取り組んでいます。更に、令和2（2020）年度に開校した本市初となる義務教育学校であるあそ野学園義務教育学校の取組をモデルとして、今後、更に小中一貫教育を推進していきます。

幼小、小中等の各段階の円滑な接続を図り、連続性・一貫性のある教育を展開することは、子どもたちの健やかな成長や新しい時代に必要な資質・能力の育成のために重要です。今後もその重要性を認識し、取組の推進を図ります。

主な取組 **（1）小中一貫教育の推進と充実**

本市では平成24（2012）年から小中一貫教育を推進し、令和2（2020）年に市内初の義務教育学校「あそ野学園義務教育学校」を設置しました。今後はあそ野学園の取組や成果の共有化を図り、義務教育9年間を一体的に捉え子どもたちの成長と学びの連続性を重視した教育のより一層の推進と充実を図ります。

【具体的な方策】

①各推進ブロックのグランドデザインに基づいた小中一貫教育の推進

各推進ブロックで設定したグランドデザインに基づき、子どもたちや教職員の交流や連携を図り、系統的な学習指導やきめ細かな児童・生徒指導を推進します。

②あそ野学園義務教育学校、葛生義務教育学校の取組や成果等の共有

義務教育9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施しているあそ野学園義務教育学校や葛生義務教育学校の取組や成果等を市内各校で共有化し、小中一貫教育をより一層推進します。

【関連事業、会議・研修等】

○第2次小中一貫教育推進計画

○佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画（後期計画）

（2）小中高連携、幼小連携の推進

市内の公立・私立の義務教育段階の学校間及び高等学校との連携、市内の幼稚

園・保育園・認定こども園と小学校・義務教育学校前期課程における連携による情報の共有と活用を通して、円滑な接続と学校生活への適応支援を推進します。

【具体的な方策】

①市内公私教育連絡協議会の設置と推進

市立学校と市内の県立学校、私立学校で公私教育連絡協議会を設置し、課題の共有、学校間の連携推進等に取り組み、効果的な児童・生徒指導や進路指導等の推進を図ります。

②幼小連携教育研究会の充実

幼小の教員が互いの教育を理解し、見通しをもって教育活動を展開できるよう、佐野市教育会と市教育委員会の共催による幼小連携教育研究会（平成5（1993）年発足）での研修や研究協議の充実を図ります。



③「スタートカリキュラム」による円滑な幼小接続の推進

各小学校・義務教育学校前期課程において編成した幼児期の学びの芽生えと児童期の自覚的な学びをつなぐ「スタートカリキュラム」※1を通して、子どもたちが小学校生活に円滑に移行できるように努めます。

④中高連携の推進

生徒指導や進路指導に関して市内の中学校・義務教育学校後期課程等と高等学校での情報共有等の連携推進を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○幼小連携教育研究会 ○保育所運営事業 ○民間保育所特別保育運営支援事業
○公私教育連絡協議会設置事業

成果指標

成果指標	基準値 令和2（2020）年度	目標値 令和7（2025）年度
教科の接続等について、中学校と連携している小学校の割合（全国学力・学習状況調査）	R2はコロナ禍のため未実施 R1は76.9%	97%
小中合同の授業研究などの合同研修を実施した学校の割合	65%	70%

※1 スタートカリキュラム…小学校や義務教育学校に入学した児童が、幼児期の遊びや生活を通じた学びや育ちを基礎として主体的に自己を発揮し、学ぶことができるようにするための、生活科を中心とした合科的なカリキュラム。

施策7 主体的に社会に関わる力の育成に向けた教育の推進**◇現状と課題◇**

グローバル化、少子高齢化、技術革新等により経済社会構造が変化し、今後より一層、業務の自動化による職業の変化や新たな職業の誕生、雇用形態の多様化や就労期間の長期化等が起こることが予測されています。そうした新たな経済社会構造を迎えるに当たり、子どもたちが働くことの意義を理解し、将来に夢や目標をもち、自立した社会人となることができるようキャリア教育の充実を図ることが求められています。また、自立した社会人に関わる課題として、日本の若者の政治や社会問題への関心の低さが指摘されています。内閣府による平成30（2018）年度の若者意識調査でも政治や社会問題への関心は諸外国の若者に比べ最も低い結果を示し、若者の社会参画への意識の高揚を図る必要が求められています。こうした状況を受け、国では若者に国政の重要な判断に参加してもらうための政策を進めてきました。例えば、平成28（2016年）の選挙権の18歳以上の高校生等への引き下げ、令和4（2022年）4月1日からの成年年齢の18歳への引き下げなどです。しかし、こうした政策に対し、選挙での若者の投票率の低さや成年年齢引き下げによる契約に関するトラブル発生への懸念が言及されています。これら課題への対応として義務教育段階から計画的に主権者教育や消費者教育を推進し、子どもたちの政治や選挙への関心を高めたり、責任ある消費行動が取れるようにしたりすることが求められています。さらに、国際社会の共通課題として持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成も必要とされています。平成27（2015）年の国連サミットにおいて、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示されました。また、新学習指導要領（平成29（2017）年告示）の前文には、学校教育を通して「持続可能な社会の創り手」の育成を図ることが明記されました。教育現場ではSDGsに関わる学習などESD（持続可能な開発のための教育）を推進し「持続可能な社会の創り手」の育成を目指していくことが求められています。

このような流れを受け、本市でも総合的な学習の時間や関連する各教科の学習を通して、子どもたちが主体的に社会に関わる力の育成に努めています。例えば、キャリア教育については、小学校段階から職業体験等に取り組み、系統的にキャリア教育を推進している学校も見られます。しかしながら、職業体験＝キャリア教育と捉えられてしまう傾向もあり、子どもたちの各時期のキャリア発達課題を理解し、その達成を通じたキャリア発達を遂げていけるよう全教育活動を通して体系的・系統的なキャリア教育を推進する必要があります。また、主権者教育の一環として、市議会傍聴を開催し、市役所近隣の学校を中心に見学に訪れています。また、SDGsに関わり学校では総合的な学習の時間を中心に現代社会の課題をテーマに問題解決的・探究的な学習に取り組んでいます。今後も子どもたちが主体的に社会に関わる力を身に付けることができるよう様々な取組を推進していく必要があります。

主な取組 (1) キャリア教育の推進

学校や地域の特色、子どもたちの実態を踏まえ、全教育活動を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向けた基礎を育みます。

【具体的な方策】

①体系的・系統的なキャリア教育の推進

子どもたちの義務教育 9 年間におけるキャリア発達を長期的に支援する観点に立ち、小中学校及び義務教育学校前期課程・後期課程の各段階の取組を踏まえた体系的・系統的なキャリア教育の推進を図ります。



②「キャリアパスポート」の活用

キャリア教育における学習活動を記録し蓄積する「キャリアパスポート」を通して、自らの学習状況やキャリア形成に関する自己評価を行い、主体的に学びに向かう力等の育成を図ります。

③地域や地元企業等との連携推進

「マイチャレンジ」等の職業体験では、地域や地元企業等との連携を進め、子どもたちの勤労観・職業観の育成に努めます。

④信頼される進路指導の推進

子どもたちが適切な進路を主体的に選択することができるよう、子どもたちや保護者から信頼される進路指導を推進します。

【関連事業、会議・研修等】

○中学生マイチャレンジ事業 ○キャリア教育推進事業

(2) 主権者教育の推進

主体的に社会に参画することの意義や価値を感得していくことができるよう子どもたちの発達の段階に応じた体系的な主権者教育の推進を図ります。

【具体的な方策】

①体系的な主権者教育の推進

主権者としての意識の涵養のために、各学校で社会科を中心に教科等横断的な主権者教育の推進を図ります。

②子どもたちの佐野市議会傍聴の推進

子どもたちが政治の世界をより身近に感じることができるよう佐野市議会を傍聴したり議場を見学したりする機会を設けます。



③選挙への理解を深める支援の充実

高校生対象の主権者教育の出前講座や市立学校等への投票箱等の選挙器材の貸し出しなどを通して、子どもたちの選挙への理解を深める支援の充実を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○市内各学校による佐野市議会見学と傍聴

(3) 消費者教育の推進

成年年齢の引き下げを受け、義務教育の段階から計画的に消費者教育を推進し、消費者として主体的に判断し責任をもって行動できる力の育成を図ります。

【具体的な方策】

①自立した消費者の育成につながる学習の推進

適切な消費行動に結び付くよう、社会科、家庭科、技術・家庭科の教科等を中心に、子どもたちの発達の段階を踏まえた消費者教育の推進を図ります。

②佐野市消費生活センターによる出前講座の活用の推進

佐野市消費生活センターによる出前講座を活用し、学校における消費者教育を効果的に進め、子どもたちの消費者知識の習得を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○学校教育指導計画作成事業 ○学校訪問指導（共同訪問・計画訪問・要請訪問）

(4) 環境教育の推進

身近な環境問題への体験的な学習や問題解決的な学習を通して、環境に対する興味・関心を高め、進んで環境の保全に貢献しようとする態度の育成を図ります。

【具体的な方策】

①本市の偉人「田中正造」の功績を活用した環境教育の推進

本市の偉人である鉱毒問題解決に命を捧げた田中正造の功績や本市が10月12日に定めた「田中正造の日」※1等を活用した環境教育を推進します。



田中正造

【関連事業、会議・研修等】

○学校教育指導計画作成事業 ○学校訪問指導（共同訪問・計画訪問・要請訪問）

(5) SDGs と関連付けた ESD の推進

貧困、平和、エネルギー等の現代社会の課題を自らの課題として捉え行動しようとする力を培うことができるよう SDGs（持続可能な開発目標）と関連付けた ESD※2（持続可能な開発のための教育）を推進します。

【具体的な方策】

①教科横断的、探究的な学習による ESD の推進

総合的な学習の時間を中心に、教科横断的なカリキュラム・マネジメントを工夫し、探究的な学習による SDGs と関連付けた ESD を推進します。



SDGs に関する授業

SDGs に関する講話

※1 田中正造の日…10月12日は市内の惣宗寺（佐野厄除け大師）において正造翁の本葬が行われ、当時3万人の方が集まったと言われています。市では郷土の偉人である正造翁の偉業をたたえるため、平成25（2013）年の没後100年に、この日を「田中正造の日」と決めました。

※2 ESD…education for sustainable development「実施可能な開発のための教育」現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のことです。

【関連事業、会議・研修等】
○学校教育指導計画作成事業 ○学校訪問指導（共同訪問・計画訪問・要請訪問）

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
「将来の夢や目標を持っている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナ禍のため未実施 R1は79.25%	86%
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合(全国学力・学習状況調査)	R2はコロナ禍のため未実施 R1は56.35%	70%

施策8 科学技術の基盤となる教育の推進

◇現状と課題◇

科学技術の振興は社会と経済の発展の原動力であり、科学技術創造立国を目指す日本では科学技術人材の育成を推進しています。しかしながら、日本の子どもたちの理数教科への関心は国際的に低いとされ、子どもたちの科学技術、理科、算数・数学への関心・素養を高め、理数好きの子どもたちの裾野を拡大することが求められています。

また、情報社会の進展により、子どもたちの「情報活用能力※1」の育成の必要性が高まり、新学習指導要領（平成29（2017）年告示）では「情報活用能力」が言語能力等と同じ「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。さらに、「情報活用能力」に含まれる資質・能力の一つとして「プログラミング的思考」が示され、小学校では各教科の特質に応じたプログラミング教育が必修化され、中学校では技術・家庭科（技術分野）のプログラミングに関する内容の充実が図られました。学校にはプログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することが求められています。また、近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、モバイルメッセージやSNS、オンラインゲーム等によるネット依存やネットいじめ等のトラブルが社会問題化しています。学校教育においては、家庭と連携し子どもたちの情報モラル・マナーを育成することが必要となっています。

※2 情報活用能力…コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等を含むものを指します。

本市の児童生徒の理数教科への関心は、令和元（2019）年度の全国学力・学習状況調査によると、算数・数学については、多くの子どもたちがその大切さを理解していますが、算数・数学が好きと感じている子は6, 7割程度に留まっています。理科については、理科の学習が好きという子どもたちは多く、全国を上回っていますが、将来、理科や科学技術に関する職業に就きたいと考えている子どもは少なくなっています。今後も理数教育の充実を図り、理数教科への関心を高めていく必要があります。また、子どもたちの「情報活用能力」の育成に関しては、プログラミング教育に関する教員研修会を開催し、プログラミング教育への理解を深め、自信をもって指導に当たれるように支援しています。また、子どもたちの情報モラル・マナーに関しては、SNSで知り合った人に会ったことがある等の事例も発生しており、子どもたちが痛ましい事件に巻き込まれないよう家庭との協力体制のもと、より一層の指導の徹底を図る必要があります。

主な取組 (1) 理数教育の充実

子どもたちの科学への関心や学習意欲を高められるように算数・数学や理科の授業改善を図るとともに、科学の楽しさを体験できる機会の創出を図ります。

【具体的な方策】

①日常生活等の関連を見いだす活動や観察、実験等の探究学習の充実

理数教科での日常生活や社会との関連から問題を見いだす活動や見通しをもった観察、実験等の探究学習の充実を通して、STEAM教育※1の基盤となる資質・能力の育成を図ります。

②佐野市科学教育連絡協議会への支援の充実

理科研究発表会などの子どもたちが科学の楽しさを体験する機会を提供している佐野市科学教育連絡協議会への支援の充実を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

- 「佐野の子どもの理科研究」（佐野市科学教育連絡協議会）の発行
- 調査研究事業
- パワーアップ研修講座

(2) 情報活用能力の育成

子どもたちの発達の段階を踏まえ、教科等横断的な視点で情報活用能力（プログラミング的思考※2やICTを活用する力を含む）の育成を図ります。

【具体的な方策】

①プログラミング教育の推進

プログラミング教育に関する教員研修を通して内容や指導方法の理解を深

※1 STEAM教育…STEM (science, technology, engineering, mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習のことです。

※2 プログラミング的思考…自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のことです。

めるとともに、各学校の適切なカリキュラム・マネジメントの下、子どもたちのプログラミング的思考等の育成を図ります。

②情報教育アドバイザーによる教育の情報化に関わる支援の充実

市教育センターに情報教育アドバイザーを配置し、ICTを活用した授業支援や教員研修等、教育の情報化全般に関わる支援の充実を図ります。

③情報モラル・マナーを育成する教育の充実【再掲】

【基本的方向1】特色ある教育と心の教育の推進【施策2】豊かな心の育成に向けた教育の充実【主な取組】(3) いじめ、問題行動等防止対策の推進【具体的な方策】⑧情報モラル・マナーを育成する教育の充実 P54 を参照

【関連事業、会議・研修等】

○情報教育アドバイザー活用事業 ○調査研究事業 ○情報教育研修会
○パワーアップ研修講座 ○携帯アピール文の作成と配布

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
「理科や算数の授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えている。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の割合（とちぎっ子学習状況調査）	R2はコロナ禍のため未実施 R1は88.6%	90%
情報教育アドバイザーの学校への訪問回数	213回	300回

施策9 教職員の資質・能力の向上

◇現状と課題◇

変化の激しい時代を生き抜き、持続可能な社会を創る子どもたちを育成するためには、教育の直接的な担い手である教員の資質・能力の向上は欠かせません。教員に求められる資質・能力としては、教職に対する使命感・責任感、変化を前向きに受け止め教職生涯を通じて自律的・継続的に学び続ける力、専門職としての高度な知識・技能、総合的な人間力、ファシリテーション能力※1、情報活用能力、データリテラシー※2の向上などが必要とされています。※3

※1 ファシリテーション能力…話し合い等が生産的、効果的に進むように発言を促し、話を整理し、合意形成や相互理解を支援する力。

※2 データリテラシー…データを理解し、解釈し、分析する能力のことです。

※3 「教師の資質能力の向上等について」令和2(2020)年11月【文部科学省】の「教師に求められる資質能力」及び『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）』令和3(2021)年1月【中央教育審議会】から抜粋。

また、栃木県教育委員会では「とちぎの求める教師像」を設定し、その具現化を目指しています。

とちぎの求める教師像

～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～
人間性豊かで信頼される教師 幅広い視野と確かな指導力をもった教師
教育的愛情と使命感をもった教師

また、全国的に近年の定年退職者数増加に伴う採用者数の増加により、教員の年齢層・経験年数の均衡が崩れ始め、かつてのような先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承をうまく図ることができない状況が指摘されており、継続的な研修を充実させていくことが必要とされています。本市でも職層等に合わせた研修を実施するなど、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。今後も自己研修の推進とともに、効率的効果的な研修体制整備に努めていきます。

主な取組 (1) 教職員研修の充実

豊かな人間性や確かな指導力等を持ち合わせた信頼される教職員の育成のため、校内研修の充実や各種研修会等への参加の推進を図ります。

【具体的な方策】

①職層等に合わせた教職員研修の充実

職層と教育的ニーズを踏まえた教職員研修会やパワーアップ研修講座※1の充実を通して、学び続ける教職員としての意識を高め、指導力の向上を図ります。

②OJT※2や現職教育等の校内研修の充実

各学校の実態等に基づいた研究課題を設定し、自主的・組織的な研究を推進するとともに、必要に応じて指導主事等を活用した校内研修の充実を図ります。また、教職員の不祥事防止を徹底する研修を開催し、信頼される教職員の育成を図ります。

③教職員の知見を広げる教育講演会の開催

佐野市教育会と共催の下、教職員としての知見を広げられるよう教育現場を取り巻く様々な課題やこれからの教育に係る内容等について教育講演会を開催します。

④教科指導員による研修支援の充実

教科指導等に専門的な力を有している教員を教科指導員に委嘱し、各学校の研究推進や校内研修等の要請に応え教育活動の振興充実を図ります。

※1 パワーアップ研修講座…市教育センター主催による学習指導等に関する時間外に行う希望研修のことです。

※2 OJT…on the job training 職場内訓練。実際の職務現場で業務を通して行う職業教育のことです。

【関連事業、会議・研修等】

○各種研修会 ○教職員の指導力向上事業 ○パワーアップ研修講座 ○調査研究事業
○教科指導員制度 ○教育講演会開催事業

(2) 調査研究等の充実

「学び続ける教師」を目指し、調査研究や研究指定校制度を活用し、教科指導等の研究を深め、その成果を市内各学校で共有し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

【具体的な方策】

①調査研究の推進

市教育センター調査研究委員会において、教科指導や教育における今日的課題に関する調査研究を実施し、その成果の共有と活用を図ります。



②研究指定校における研究の推進と共有化

市教育委員会指定等による人権教育をはじめとする研究学校において実践的な研究を推進し、その成果の共有と活用を図ります。

【関連事業、会議・研修等】

○研究指定校制度 ○調査研究事業

成果指標

成果指標	基準値 令和2(2020)年度	目標値 令和7(2025)年度
パワーアップ研修が参考になったと感じる研修参加者の割合	100%	100%
「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間になどになっていた。」に対する「どちらかといえば当てはまる」以上の児童の割合(全国学力・学習状況調査)	R2 はコロナ禍のため未実施 R1 は項目なし	80%
授業にICTを活用して指導することが「できる」「ややできる」と回答した教職員の割合	63.6%	100%